

# 子育て世帯に対する支援のご案内

## 支援 その1 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

### 【ひとり親世帯】

- ・令和5年3月分の児童扶養手当を受給している人(申請不要)
- ・公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- ・食費などの物価高騰の影響を受けて収入が急変している、児童扶養手当を受給している人と同じ水準の収入の人

### 【その他世帯】

- ・令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者であった人(申請不要)
  - ・令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母などであって、食費などの物価高騰の影響を受けて令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人
- ※令和6年2月末までに生まれる新生児も対象となります。

- ▶支給金額/児童1人につき5万円
- ▶申請方法/担当課に備え付け、または町ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて窓口または郵送にて提出
- ▶申請期限/令和6年2月29日(木)※新生児は令和6年3月15日(金)

## 支援 その2 第2子以降出産祝金

### ▶対象/ (以下の条件を全て満たす人)

- ・令和5年4月1日以降に第2子以降の子を出産した母またはその配偶者で、子の誕生日において町内に子と同一の住所を有する人
  - ・第2子以降の子の誕生日に、その子以外の児童\*を養育している人
- \*18歳に到達してから最初の3月31日までの児童

- ▶支給金額/令和5年4月1日以降に出生した第2子以降の児童1人につき10万円

- ▶申請方法/担当課に備え付け、または町ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて窓口または郵送にて提出
- ※令和5年6月30日までに出生届を提出された人へは、申請書を郵送します。

- ▶申請期限/出生日後の6か月以内(例:誕生日が4月1日の場合、9月30日が期限)



## “詐欺に注意”

給付金に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。  
町からATMの操作や支給のための手数料の振り込みをお願いすることは絶対にありません。



### おすすめポイントを紹介します!

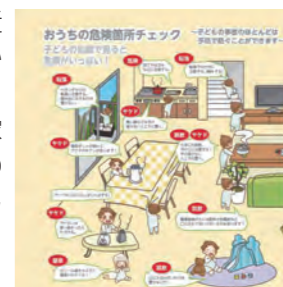
#### ポイント① 子育てカレンダー

子どもにどのような発達が現われるのか、一目で分かるようにカレンダー形式で表しています。



#### ポイント② おうちの危険箇所チェック

家庭内に潜む身近な危険箇所を分かりやすくイラストで紹介します。家庭内での子どもの事故防止に活用しましょう。



#### ポイント③ 状況に応じた相談窓口などを的確に案内

妊娠から出産、就学までの状況に応じて受けられる支援や相談窓口、手続きの方法などを分かりやすくまとめました。



#### ポイント④ コンパクトで持ちやすく、フルカラーで見やすい

ハンドブックの大きさをA4サイズからA5サイズにしたことで、よりコンパクトで外出するときにも容易に持ち運びができます。



### ハンドブックはどこでもらえるの?

こども園、小学校に通うお子さんがいる世帯には順次配布します。また、次の施設で配布しています。

- ▶配布場所/
  - ・子育て支援センターつくしんぼ
  - ・子育て支援センターさくらんぼ
  - ・保健センター(母子健康手帳交付時に配布しています)
  - ・住民課、子育て推進課(役場1階)ほか

スマホでハンドブックが見られます  
町ホームページすこやか子育て支援サイト「sukoyaka」から閲覧が可能です。



▲子育て支援ハンドブック2023(電子版)

子育て推進課  
子育て政策係  
☎22-7506

子育て支援ハンドブックを全面リニューアル!